

日本語教育機関規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、(併せて外国語、文化教室などの事業を行い)さらに生活指導、進学指導、就職指導などを行うことによって、日本文化・日本社会への理解、日本企業への就職、そして地域住民との国際交流を図り、もって、日本の国際化の発展やグローバル人材育成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、活学書院と謂う。または、活学書院京都四条大宮校とも称する。

(位置)

第3条 本学は、京都府京都市中京区壬生辻町 11 番 1 に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間、収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第 1 ・ 2 部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 部	進学1年 コース	1 年	20	1	4 月生
	進学 1.5 年コース	1 年 6 カ月	40	2	10 月生
	進学 2 年コース	2 年	120	6	4 月生
第 2 部	進学 1 年 3 カ月コース	1 年 3 カ月	20	1	1 月生
	進学 1 年 9 カ月コース	1 年 9 カ月	60	3	7 月生
	進学 2 年コース	2 年	100	5	4 月生
計			360	18	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月、7月、10月又は1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月8日から10月7日まで(4月8日が土日の場合は翌月曜から)
- (2) 第2学期 10月8日から4月7日まで(10月8日が土日の場合は翌月曜から)

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業(8月1日から8月31日まで)
 - (5) 冬季休業(12月25日から1月7日まで)
 - (6) 春季休業(3月15日から4月7日まで)
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

第1部 午前 9:00～12:35

第2部 午後 13:15～16:50

① 進学1年コース

総授業時間数 760時間

日本語クラス 1時限～4時限 中級～上級 760時間／38週／1年	
専攻(文系)	専攻(理系)
英語 57時間／19週／年	英語 38時間／19週／年
世界史 57時間／19週／年	数学 57時間／19週／年
数学 57時間／19週／年	物理 38時間／19週／年
	化学 38時間／19週／年
合計 171時間／19週／年	合計 171時間／19週／年

② 進学1年3カ月コース

総授業時間数 950 時間

日本語クラス 1 時限～4 時限 初級～上級 I 950 時間／48 週／1 年 3 カ月	
専攻(文系)	専攻(理系)
英語 57 時間／19 週／年	英語 38 時間／19 週／年
世界史 57 時間／19 週／年	数学 57 時間／19 週／年
数学 57 時間／19 週／年	物理 38 時間／19 週／年
	化学 38 時間／19 週／年
合計 171 時間／19 週／年	合計 171 時間／19 週／年

③ 進学 1.5 年コース

総授業時間数 1,140 時間

日本語クラス 1 時限～4 時限 初級～上級 I 1,140 時間／57 週／1.5 年	
専攻(文系)	専攻(理系)
英語 57 時間／19 週／年	英語 38 時間／19 週／年
世界史 57 時間／19 週／年	数学 57 時間／19 週／年
数学 57 時間／19 週／年	物理 38 時間／19 週／年
	化学 38 時間／19 週／年
合計 171 時間／19 週／年	合計 171 時間／19 週／年

④ 進学1年9カ月コース

総授業時間数 1,330 時間

日本語クラス 1 時限～4 時限 初級～上級 I 1,330 時間／67 週／1 年 9 カ月	
専攻(文系)	専攻(理系)
英語 57 時間／19 週／年	英語 38 時間／19 週／年
世界史 57 時間／19 週／年	数学 57 時間／19 週／年
数学 57 時間／19 週／年	物理 38 時間／19 週／年
	化学 38 時間／19 週／年
合計 171 時間／19 週／年	合計 171 時間／19 週／年

⑤ 進学 2 年コース

総授業時間数 1,520 時間

日本語クラス 1 時限～4 時限 初級～上級 II 1,520 時間／76 週／2 年	
専攻(文系)	専攻(理系)
英語 57 時間／19 週／年	英語 38 時間／19 週／年
世界史 57 時間／19 週／年	数学 57 時間／19 週／年
数学 57 時間／19 週／年	物理 38 時間／19 週／年
	化学 38 時間／19 週／年
合計 171 時間／19 週／年	合計 171 時間／19 週／年

初級 (19 週)：日本語能力試験 N3 合格程度の基礎文型・語彙力や日常生活を送るための最低限度の日本語力を養成する。

中級 (19 週)：日本語能力試験 N2 合格程度の文法・語彙・長文読解力や自己表現力を養成する。日本留学試験 200 点以上取得可能な日本語能力を養成する。

上級Ⅰ (19 週)：日本語能力試験 N1 合格程度の高度な文法・語彙・長文読解力や、大学進学に必要な総合的な日本語力を養成する。日本留学試験 280 点以上取得可能な日本語能力を養成する。

上級Ⅱ (19 週)：日本語能力試験 N1 合格程度の高度な文法・語彙・長文読解力や、大学進学に必要な総合的な日本語力を養成する。日本留学試験 320 点以上取得可能な日本語能力を養成する。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 18 人以上 (うち専任 8 人以上)
 - (4) 生活指導担当者 2 人以上 (うち専任 1 人以上)
 - (5) 事務職員 2 人以上 (うち専任 1 人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が 16 歳以上のもの
- (3) 正当な手続きによって日本国への入学を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年 4 回とし、その時期は、4 月、7 月、10 月又は 1 月とする。

(入学手続き)

第13条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、19日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(終了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 入学検定料 | 33,000 円 |
| (2) 入学金 | 55,000 円 |
| (3) 授業料 | 55,000 円 (月額) |
| (4) 施設費等 | 44,000 円 (年間) |
| (5) 教材費・課外活動費 | 33,000 円 (年間) |
| (6) 保険料・健康管理料 | 40,000 円 (年間) |

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することができる。
- 3 特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 2 月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。